化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

（立入検査等）

第33条　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第3条第1項第4号から第6号まで又は第4条の2第4項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2　経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業者若しくは許可輸入者、第1種特定化学物質等取扱事業者又は第26条第1項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第22条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

4　前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5～8　（略）

9　第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第45条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第33条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第46条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して各本条の罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二　（略）

三　第43条第3号、第44条又は前条　各本条の罰金刑

第二条　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を次のように改正する。

「第三十三条第四項」を「第四十四条第四項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

表

12センチメートル

第　　号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第1項から第3項までの規定による立入検査等を行う職員の身分証明書

職名

氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

年　　月　　日限り有効

環境大臣　　印

写真

8センチメートル

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

（立入検査等）

第44条　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第3項第1項第4号から第6号まで又は第5条第4項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2　経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業者若しくは許可輸入者、第1種特定化学物質等取扱事業者又は第35条第1項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第34条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

4　前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5～8　（略）

9　第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第44条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第61条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して各本条の罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二　（略）

三　第58条第3号、第59条又は前条　各本条の罰金刑

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式により調製した証明書は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日

会計検査院長　西村　正紀

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「児童手当」を「子ども手当及び児童手当」に改める。

別表第一局財務検査第二課の事務分掌事項欄中「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定」に改め、同表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄中「及び独立行政法人医薬基盤研究所」を「、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」に改め、同局防衛検査第一課の事務分掌事項欄中「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○会計検査院規則第二号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日　会計検査院長　西村　正紀

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百八十一人」を「千二百七十七人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。